別表六の二十二及び別表六の二十二付表を削る。

別表七(一)の前に次の一表を加える。

別表六の三　外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

								円
当期の控除対象外国法人税額（別表六（二の二）「21」）							1	
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の法人税額（別表一の三「4」）						2	
	当期の恒久的施設帰属所得金額	所得金額又は欠損金額（別表四「47の①」）					3	
		繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額（別表七(一)「4の計」）					4	
		組合等損失額の損金不算入額（別表九(二)「6」）					5	
		組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九(二)「9」）					6	
		計 (3)＋(4)－(5)＋(6) （マイナスの場合は0）					7	
	当期の調整国外所得金額	(40) （マイナスの場合は0）					8	
		(7)　×　90%					9	
		調整国外所得金額（(8)と(9)のうち少ない金額）					10	
	法人税の控除限度額 (2)　×　(10)/(7)						11	
当期に控除できる金額の計算	法第144条の2第1項により控除できる金額（(1)と(11)のうち少ない金額）						12	
	法第144条の2第2項により控除できる金額（別表六(三)「30の②」）						13	
	法第144条の2第3項により控除できる金額（別表六(三)「34の②」）						14	
	当期に控除できる金額 (12)＋(13)＋(14)						15	

区分				国外所得対応分 ①	①のうち非課税所得分 ②
				円	円
当期の国外源泉所得に係る所得の金額の計算	国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額		16		
	加算	納付した控除対象外国法人税額（別表六（二の二）「7」）	17		
		交際費等の損金不算入額	18		
		貸倒引当金の戻入額	19		
			20		
			21		
			22		
			23		
			24		
			25		
			26		
		小計	27		
	減算	貸倒引当金の繰入額	28		
			29		
			30		
			31		
			32		
			33		
			34		
			35		
			36		
		小計	37		
	仮計 (16)＋(27)－(37)		38		
	非課税国外所得の金額（38の②） （マイナスの場合は0）		39		
	計 (38)－(39)		40		

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）